

平成29年度

100日間交通安全運動実施項目

期間：平成29年7月1日(土)～平成29年10月10日(火)



事業所では…

1. 交通安全運動ポスターを事務所、休憩室、控室等に掲示しましょう。
2. 安全運転啓蒙看板を作成し掲出しましょう。

四交協の交通安全対策費補助金支給制度をご利用ください。

- 事業用自動車を10台以上又は保有する事業用自動車の過半数を、四交協で共済契約を締結している組合員は、看板作成費の内、上限1万円まで補助。ただし、年間2枚以内とします。



管理者は…

1. 事業所内での研修会開催、安全運転移動診断車(あんしん号)の活用を積極的に行いましょう。
2. 交通安全学級に参加し、事業所の安全風土作りを推進しましょう。

- 9月8日(金)13時～9月9日(土)12時までの1泊2日、坂出市で開催。詳細は、8月頃にご案内します。



ドライバーは…

1. 日頃の体調管理を行い、運行の際には計画的に休息を取りましょう。
2. 安全運転に関する講習会等には積極的に参加し、常に安全意識を高めましょう。
3. 期間中は、追突・後退・構内事故の根絶を目指し、無事故を達成しましょう。

- 四交協では、講習会、ドライバー研修、適性診断、安全対策費補助金支給制度等、組合員の皆様に対するの様々な事故防止事業を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：電話 **0877-85-7992** 安全対策部まで

主催



四国交通共済協同組合

後援

四国運輸局・四国管区警察局
四国トラック協会連合会・全国トラック交通共済協連合会